

社会福祉専門教育と差別問題に関する一考察

高木博史*

はじめに

急速な高齢化やボランティア活動の浸透などによって、社会福祉分野に関心を寄せる者も多くなってきた今日、次代を担う社会福祉人材を育てる専門教育の果たすべき役割と期待は、ますます高くなってきている。社会福祉専門職として、どのような思考過程やスキルを身に付けているのかということが援助を行う上で大きな鍵を握ってくるが、それは、社会福祉専門教育がどのような展開を見せているのかということにも大きな影響を受けるといえるだろう。

こうした社会福祉専門教育の展開を検討する時に、わが国における課題のひとつとして差別問題をどのようにとらえていくのかということがある。差別問題は、人権侵害の深刻な事由の一つとなっており、人権擁護を社会的使命とする社会福祉従事者にとっても高い理解が求められるものである。

今日、わが国には、被差別部落、在日朝鮮人や外国人、ホームレス、障害者、女性、高齢者などに対する様々な差別が存在している。こうした差別は、ノーマライゼーションやインクルージョンといった人権思想の高まりとともに、少しずつではあるが、政策的にあるいは、市民感情の問題としても改善の兆しを見せているのは事実である。しかしながら、被差別の立場にある者の多くが、社会福祉施策の援助なしには、生活を維持していくことが困難な場合があることも忘れてはいけない。そして、こうした社会福祉施策を遂行する担い手として、社会福祉従事者が、差別問題に対してどのような理解を持っているのかということが援助のあり方を方向づける重要なファクターとなってくるのである。にもかかわらず、わが国における社会福祉専門教育の中で差別問題をどのようにとらえていくのか

ということの位置づけは、一通りの知識の教授がなされるかなされないかという程度のものであり、それほど重要視されていないようである。

本稿では、こうしたわが国における社会福祉専門教育における差別問題の位置づけについて問題提起を行い、人権擁護を第一義的な使命として担っていく社会福祉従事者が差別問題に対して理解を深めていくことの意義と課題について考察することを目的としている。

1. 社会構造としての「差別」と社会福祉

1) 「差別」とは何か

まず、「差別」とは何かということについて、差別問題に関する出版が続けている解放出版社の編集である『新修 部落問題事典』によると「本来平等であるべきものを不平等に取り扱うことをいう。不平等な取り扱いとは、人種、民族、カースト、旧身分、宗教、性別など所属している集団や社会的カテゴリーに基づいてなされることが多い。」¹⁾と述べられている。そして、その原因について「①偏見、②利害・搾取、③分断支配、④秩序維持、⑤文化・イデオロギー」²⁾などがあげられている。

つまり、「差別」は、ある特定の属性を有する集団や個人に対して行われるものであり、社会構造の問題の一つとしてとらえていくことができる。そして、このように「差別」によってもたらされる不利益を単なる個人の問題としてとらえる視点ではなく、社会構造からとらえる視点＝社会問題として認識していくことが重要である。

また、差別は基本的に「力関係」である。強い者から弱い者に対して行われる。そして、今日でこそ、社会福祉が国民の権利であるということがいわれ始めて

* 立正大学社会福祉学部社会福祉学科助手
キーワード：社会福祉専門教育、差別問題、反差別

いるが、長い間、社会福祉の「対象」といわれてきた人々は、いわゆる「社会的弱者」であり、「差別」の対象であったことも事実である。

2) 社会問題と社会福祉

『現代福祉学レキシコン』によると「社会問題」とは「社会変動に伴う社会・経済・文化の構造的矛盾によって発生し、社会運動・ジャーナリスト・科学者によって提起され、社会的・政策的な対策が求められるようになった諸問題」³⁾であると述べられている。そのような意味では、差別問題は典型的な社会問題であるといえるだろう。また、様々な社会問題の中には、社会福祉問題と密接に関係するものも多い。

たとえば、介護の問題は社会福祉問題であり、社会問題であるといえる。介護の問題は高齢者や障害を持つ人の生活を支えるという問題と介護を行う者も含めた問題を内包している。高齢者や障害を持っている場合、介護なしでは生活が成り立たなくなってしまうということや長い間、「嫁」「娘」といった立場の女性に介護が押し付けられてきた歴史、すなわち、封建的な思想や女性に対する差別の結果として、虐待や介護殺人、あるいは介護疲れによる自殺などを招いてきたといえる。こうした問題は、直接的には、高齢者にどのような施策を講じていくのかという社会福祉領域の問題であっても、高齢者が暮らしやすい、そしてそれを支える周囲の人間もいきいきと暮らせることのできる社会づくりを目指すということでは、社会福祉領域のみでは対応できず、国や政治のあり方が問われる重大な社会問題であるといえる。

こうして考えてみると、差別の問題は社会問題であり、社会福祉問題であるともいえるものもある。たとえば、不当な就職差別によって希望する職業に付けなかった場合、もちろんそれ自体、重大な人権侵害であることには間違いないが、その結果として、仕事がなくなってしまう場合、どのように所得を確保していくのかということを考えていった時、生活保護などの方法も一つの選択肢になってくるであろう。しかし、どのような手続きによって生活保護を受給するのかなど社会福祉従事者が関わる余地がかなり大きいといえる。所得が確保できないと、生活が不安定となり、生活の維持が困難になったり、場合によっては生命の危険さえも感じる事態に陥ってしまうことさえあり得る。もちろん、全ての社会問題が社会福祉領域の問題と関係

しているとはいえないが、差別問題に関していえば、こうした具体的な社会福祉問題として現れることもあるということを認識しなければならない。

このように、社会福祉従事者が、とくに人権・生命・生活に関わる問題として、こうした社会問題に対して認識を深め、関心を向けていくことは、社会福祉のあり方、そして、全ての国民が安心して暮らすことのできる社会とは何かということを考える上で、ひじょうに重要なことである。

2. わが国における社会福祉専門教育における差別問題の位置づけ

1) わが国の差別問題と社会福祉専門教育の現状

ここまで、差別問題と社会福祉がどのような関係性を持っているのかということについて述べてきたが、次に、わが国における社会福祉専門教育における差別問題の位置づけについて考察を進めていきたい。

わが国には、人権思想が普及してきたと思われる今日に至っても、様々な差別問題が存在し、いまだ解決の見通し困難さが付きまとっている。部落差別、在日朝鮮人差別、障害者差別、女性差別、高齢者差別、あるいは母子家庭や父子家庭に対するものなど、日常的に意識されているものからそうでないものまで実に数多くの差別問題が存在することは否定できない。

こうした差別は、歴史的背景を無視して語ることはできない。差別はきわめて政治的に作り出されてきた。たとえば、部落差別問題は江戸時代の身分制度、女性差別は、男尊女卑的な封建制度の名残であり、在日朝鮮人差別問題はわが国のアジア地域における侵略の歴史を抜きにして語ることはできない。政治という権力において人権を侵害されてきた、また、障害を持っている、あるいは歳をとっているというだけで「生産力がない者」として社会から疎外されてきた人々の痛みを知るということは、そうした人々と向き合っていく仕事を選ぶ社会福祉従事者にとってたいへん重要なことである。

にもかかわらず、社会福祉専門教育において差別問題はほとんど語られることなく、ノーマライゼーションやICFといった障害分野における先駆的思想や社会福祉との隣接領域としてのジェンダー研究の中でわずかに語られる程度であるといえる。松本峰雄は、こうした社会福祉専門教育について「社会福祉の原点は人権尊重だと多くの書物に書かれていながら、人権と

福祉のかかわりについての記述はほとんどなく、同和問題をはじめとする差別問題に多くの人が触れたが⁴⁾らないことを指摘している。確かに、社会福祉専門教育の中核ともいえる社会福祉実習関係のテキスト等を見ても、ほとんど皆無とっていいほど語られていないのが現状である。

2) 語られない部落差別問題・在日朝鮮人差別問題

人権尊重の理念を身に付けた人材の養成を第一義的な使命とする社会福祉専門教育の中で、部落問題はほとんどとっていいほど語られることはない。その原因については様々なことが考えられるが、そのいくつかについて考えてみたい。

まず、第一に社会福祉学が部落問題に関してあまり関心を持ってこなかったことである。被差別部落が、低所得や人権侵害の歴史を背負ってきたにもかかわらず、社会福祉専門教育においては、いかに人権を尊重した支援が必要であるのか、すなわち個性や個性性に注目した支援の方法に対しての研究が主流となり、部落問題という構造的な差別問題から目を背けてきた結果であるといえるだろう。また、差別問題の多くは、社会福祉学というよりは、社会学の領域で扱われてきており、社会学のひとつとして細分化されてきた社会福祉学の領域の主たる対象として認識されてこなかったこともひとつの原因だといえる。

第二に、部落問題の地域性ということも考えられる。被差別部落は一般に北海道や沖縄県といった地域では存在しないとされている。一方で、関西地区などでは、利権や逆差別を生じさせる原因とされるなど部落問題が日常的問題として認識されている地域もあり、認識の相違が存在する。つまり、ひじょうに身近な問題であるにとらえている者とそうでない者が、この問題について議論できる共通の土壌がないといえる。その結果、社会福祉専門教育においてもこの問題をどのように扱えば良いのかという明確な指針が存在せず、触れられない問題のひとつとして放置されてきたといえるだろう。

もちろん、北海道や沖縄県には、いわゆる「被差別部落」がないとされているだけであって、沖縄県出身者やアイヌ民族に対する差別問題など部落差別とは違う差別が存在しており、我々は、部落差別問題を語る時にこれらのことも合わせて考えていかなければならないことであることはいうまでもない。

第三に、部落解放運動の多様性が部落問題についての認識を混乱させていることがあげられる。現在、最大の部落解放運動団体は、部落解放同盟であり、被差別部落に対する差別はいまだに厳しく、被差別部落に対する特別措置を講じる必要性を主張する運動の最重要課題とし、部落解放基本法の制定を求めている。一方で、全国部落解放運動連合会が改称した全国地域人権運動総連合は、こうした部落解放同盟の姿勢について利権を漁る行為だと厳しく批判し、人間の心の問題としてはともかく、政策的に、あるいは実態としての差別は解消過程にあるという主張しているようである。もちろん、こうした団体に所属する者全てが同一組織内で共通認識を持っているとはいえないが、運動団体の動向も、どのような姿勢で差別問題に関する教育を行っていくのかということに少なからずの影響を与えていると考えられる。

また、在日朝鮮人差別問題についてもほとんど語られることはない。このことについてもいくつか原因を考えてみたい。

第一に、直接の社会福祉問題として認識されていないことが考えられる。わが国の諸制度は、今日では、改善されつつあるが、その施策の対象となりうる者に対して日本国籍を有していることを前提としていたことも多く、社会福祉制度もそうした制度の一つとして、外国籍であるが故の不利益を被ることがあった。しかし、これはそもそも国内にいる外国籍を持つ人々に対して、日本国籍を有する者と有しない者をいかに差別なく施策を講じていくのかという問題であり、社会福祉問題というよりもむしろ、政策の運用や立法上の問題だといえる。

第二に、歴史的な背景について考えられるが、わが国がかつて侵略を行い、「強制連行」や「創氏改名」など人権を著しく侵害する行為を行ってきたにもかかわらず、こうしたことに対し、その事実を真摯に受け止めようとせず、多くの政治家の発言にも見られるように、今日に至ってもこうした歴史的事実を隠蔽しようとする国のあり方の問題だといえる。今日では、このような歴史的事実に対し、「そのような事実はなかった」とする見解もあるようであるが、差別を受け続けている人々に対し、どのような説明がなされるのであろうか疑問が残るところである。また、こうした問題は、数々の人権侵害行為に直接的に国が関与していたかどうかではなく、「戦争」という国家間の争いによ

て犠牲となった人々に対する償いをどのように行っていくのかという問題である。

第三に、わが国に「民族問題」が存在していることについて十分な認識が欠落していることである。かつて某政治家の発言にも見られたように「単一民族」であると思いついてしまっている場合も考えられる。しかし、それは誤りで、わが国はアイヌ民族や朝鮮民族など複数の民族からなる「多民族国家」である。また、本稿ではここまで触れてこなかったが、中国やフィリピンなどくにアジア地域出身者に対する外国人差別も存在することも忘れてはならない。しかしながら、筆者も含め日常的にはそうしたことを意識せずに生活している場合も多く、「意識されない＝社会問題化されていない」ということになってしまっているのではなかろうか。

ここまで、部落差別問題や在日朝鮮人差別問題について考えてきたが、それらが語られない共通の原因として、これらの問題を語ること自体をタブーとしてきた社会のあり方があるといえる。一方で、部落差別問題や在日朝鮮人差別問題が語られない理由として筆者のこうした分析が必ずしも的を射ているとは限らず、批判も真摯に受け止めていきたいと考えるが、こうした問題がこれまで「人権」を扱う社会福祉専門教育の中で軽視されてきたことは紛れもない事実である。社会福祉従事者のひとりひとりがこうした差別問題に、正しい理解ができていくかどうかというだけではなく、まず、どのように向き合っていくべきなのかということについて議論する場が必要である。

3) わが国の社会福祉専門教育における「差別」の位置

今まで述べてきたように「語られない」差別問題がある一方で、障害者差別や女性差別については一通り言及がされることは多い。

ノーマライゼーション思想を反映して「バリアフリー」などの言葉が広く社会に浸透するようになってきた。低床車両の導入やエレベーターの普及などくに身体障害者を巡る環境は徐々に改善に向かっているといっても良い。また、近年、発表されたICF（国際生活機能分類）も障害者を取り巻く環境因子に注目した考え方として社会福祉専門教育の場においても重要視されている。

また、近年は、DV（ドメスティック・バイオレン

ス）被害の社会問題化や介護保険の導入によって、これまで浮かび上がってこなかった女性差別に対しても注目せざるを得なくなったという社会状況があるだろう。DVの問題は、逆のケースもないとはいえないかもしれないが、現実には、主に配偶者や恋人である男性から女性に対する暴力であり、近年、DV防止法も成立した。ここには、男性－女性の力関係が存在している。既に触れてきたが差別は強い者から弱い者へ向けられる。「女性」であるがゆえにそうした暴力を受けるとするならば、それは明らかに差別的行為であるといえる。また、介護保険に関しても、家庭内の女性に対して、「奉仕」や「ボランティア精神」、「家族愛」などといって押し付けてきた介護が既にそれだけでは対応できなくなってしまったということの現れである。そのような意味では「女性」を巡る差別は、まだまだ様々なものがあるが一部は社会問題として認識されるようになったといえよう。

こうした状況から、わが国の社会福祉専門教育においては、広く一般に社会問題だと認識されている差別についての知識の教授は行っている。しかし、こうして「語られる差別」の一方で、部落問題や在日朝鮮人問題など「語られない差別」も存在している。しかしながら、社会福祉専門教育は、そうした問題に関心でいて良いのであろうか。差別が社会構造から生まれるものであるという認識を醸成し、なぜ差別が起こるのかということや差別をなくしていくために専門職として何をしていくべきなのかということについてはあまり、深く認識されていないといえるだろう。つまり、わが国における社会福祉専門教育における差別問題の位置づけは、「人権」を守ることを社会的使命としている人材の養成であるにもかかわらず、その特性に対して著しく低いものであるといえるのではなかろうか。

3. 反差別とソーシャルワーク

1) 英国実習教育のテキストにみる差別問題

ここでは、英国の社会福祉専門教育の中で差別問題がどのように扱われているのかについての紹介を行い、わが国における社会福祉専門教育における差別問題の位置づけを考察する。

ここで取り上げるテキストとして『社会福祉実習をどう教えるか 英国の実習指導者のためのテキスト』⁵⁾をみてみたい。

このテキストの中には、実習教育に必要なものとし

て7つのモジュールがあげられているが、その中に「反差別的な実習教育」⁶⁾というモジュールが明確に位置づけられている。

このモジュールの目的は、自分自身の社会的アイデンティティを位置づけることであり、そのことによって他者の社会的アイデンティティと価値の多様性を認め合っていく力量を付けさせていくためのプログラムである。そして、こうした力量をつけていくための演習が用意されているのである。

つまり、ソーシャルワークの中に反差別が明確に位置づけられており、ソーシャルワーク実践の担い手となる社会福祉従事者にとってこうした反差別教育は欠かすことができないものであるという認識が強く表れたものであるといえよう。

こうしたプログラムは、ソーシャルワーク実践の中でも重要視されているエンパワーメントへのつながりを期待しているものである。英国の障害者運動の一例として、「障害者問題をこれまでのように、『インペアメント（機能障害）をもつ援助が必要な人びと』という視点に立ち、障害者一人ひとりのニーズにこたえることだという考え方を拒否し、ディスアビリティ（能力障害）を生み出している社会の問題へ議論の方向を移行させることを強く主張している」⁷⁾ということが述べられている。このテキストの原著の出版が1996年であることを考えれば、こうした動きが2001年に発表されたICF（国際生活機能分類）において、環境因子の考え方が取り入れたことに大きく影響していると考えられ、そして、そこにコミットメントしていった社会福祉従事者の姿を思い浮かべることが想像に難くないであろう。問題を個人の問題とせず環境や社会構造からとらえる視点が基本であり、「差別を受けたり、犠牲になっている人々をエンパワーメントするプロセスなのである」⁸⁾と述べられている。つまり、反差別はソーシャルワーク実践の中でも最も重要な骨格のひとつであるともいえる。

2) ソーシャルワーク実践における反差別の重要性

このように、英国の社会福祉実習教育のテキストでは、明確に反差別が打ち出されているが、わが国の社会福祉専門教育においてはその重要性がまだ十分に認識されていないようである。

近年、北朝鮮の脅威や拉致問題が叫ばれるようになってきたが、在日朝鮮人に対する嫌がらせや罵倒も激し

いものがあった。たとえば、北朝鮮から入港する船に対して「帰れ！」と罵倒したりするものである。一般的な社会的反応とは別に、社会福祉従事者はこのことについてどう考えていくべきなのかということについて語られることもほとんど皆無だといって良いだろう。それだけに、この問題が話題にあがったときに、筆者の恩師が「わが国の侵略によって民族としての誇りを奪われ、朝鮮民族でありながら日本語しか話すことができないと事実があるが、こうした痛みを自分の痛みとしてとらえることができない者に介護ができるのか？」という趣旨の問いかけが印象的であった。つまり、この問題そのものは、社会福祉従事者の問題というより社会的な現象である。しかし、そこには差別—被差別の力関係が存在する。差別する側は、意識していなくても相手を傷つけてしまっており、差別された側は、自分の人生までも否定されてしまったかのような思いに至ってしまうということである。こうした関係の中では、絶対に信頼関係は生まれてこない。社会福祉援助の場では、意識していようとしてなかりと「援助する側」と「援助される側」という関係が必ず存在する。これは、時として「差別する側」「差別される側」の関係になってしまう懸念があることを十分認識しておきたいところである。このことは、自らの価値を押し付けないということと差別の背景にある原因は何かということを構造的、歴史的にとらえていくという視点であり、ソーシャルワーク実践に欠かすことのできない要素のひとつといえる。そのような意味で反差別が明確に位置付けられることは、きわめて重要なことである。

4. わが国の社会福祉専門教育に差別問題学習を

ここまでみてきたように、英国では社会福祉専門教育の中に「差別問題」について考える機会が設けられているが、わが国においては、そうした機会はきわめて少ない。

わが国には、部落差別問題という人種問題とは性質を異にする差別問題があるが、どのような差別問題を考えていくにせよ差別を許さない態度が必要である。

先にあげた英国の社会福祉実習のテキストに興味深い事例とそれについての問題点を2点が挙げられている。その事例とは、ある都市では、黒人のコミュニティが存在しないという考え方が支持されているというも

のである。このような状況に対して、社会福祉従事者が関わる際の問題点として、第一に「白人のスタッフで構成されているソーシャルワーク現場は、黒人を受け入れることについて受容的でないかもしれない。その結果、『黒人のコミュニティだけが自分たち自身の面倒を見るのだ』という考えを強化させられている。黒人のコミュニティと何の関係も持っていない実践現場が、黒人の学生を引きつけることができるはずがない。」⁹⁾ということと「第2に黒人がいないからといって人種差別は起きないのではない。この態度は、問題が個々の黒人にあるのだということを示唆している点で、人種差別をより強化している。」¹⁰⁾の二点を指摘している。

これを部落問題に当てはめても同じようなことがいえるのではなかろうか。部落差別問題に関心のないソーシャルワーク現場は、被差別部落出身のために差別を受けたことが利用者の心の痛みが分かるのであろうか。また、部落差別問題が被差別部落出身者の個々の問題だということになってしまうことはないだろうか。もし、その利用者の抱えている問題が被差別部落出身であることと直接的に関係がある問題でなかった場合、あるいは、利用者が被差別部落出身者でなかった場合はどうであろうか。しかし、そうした場合も「知らない」では済まされる問題ではない。なぜならば、わが国には現実には部落差別問題は存在しているし、部落差別問題に限らず、あらゆる差別を許さないという態度こそが、ソーシャルワーク実践を支えるものであることを認識しなければならない。しかし、こうした差別を巡る問題を考えていく機会が、全くといっていいほど用意されていないわが国の社会福祉専門教育において、差別問題に関する認識をどのように醸成していくのかということが今後の課題であるといえる。

わが国の社会福祉専門教育に差別問題に関する記述がないことを指摘した松本は、「差別をなくすためには、差別される側の人たちの“痛み”や“願い”を自分のものとして……、自分のものとしてということは、自分がその立場に立ったとき、このような行為をされたらいやだという気持ちを持ち、そのような行為、・行動をしない人間に自己変革するということ」¹¹⁾だと述べている。このことこそ社会福祉専門教育の場で、よく用いられる「利用者の立場に立つ」ということを考えていく上で重要なことではないだろうか。そして、こうした基本的態度を社会福祉従事者として身に付け

ていくことこそが求められている。

わが国の社会福祉従事者が人権のスペシャリストとして広く社会に認知されるようになるためには、社会福祉専門教育における差別問題の位置づけについての見直しが課題となってくるであろう。

おわりに

本稿によって、わが国の社会福祉専門教育に差別問題に関する教育がほとんど欠落していることが、社会福祉に携わる者として一つの弱さとなっているのではないかということを示唆しながら問題提起ができたのではないだろうか。もちろん、筆者もわが国における差別問題について必ずしも正しい認識を持っているわけでもないかもしれないが、身近な差別問題から自分の問題として一歩ずつ始めていくことで、社会福祉問題に内包される矛盾をより構造的にとらえることが可能になるのではないかと考えられる。そして、こうした作業が社会福祉に携わるものに求められているのではなかろうか。

一方で、本稿は、問題提起以上の段階には至っておらず、今後、なぜ、これまでわが国における社会福祉専門教育から差別問題に関する教育が行われてこなかったのかということについて更なる緻密な検証の必要性があるであろう。また、差別問題に関する教育をわが国の社会福祉専門教育の中にどのように位置づけていくのかということについて、具体的な方法を提起する段階には至らなかった。今後は、差別問題に対する認識を深める具体的な教育方法などを諸外国のものを含めて検討し、わが国における実現の可能性と合わせて課題としていきたい。

注

- 1) 秋定嘉和・桂正孝・村越末男監修 解放出版社編『新修 部落問題辞典』解放出版社、1999年、151頁
- 2) 同上、152頁
- 3) 山手茂「社会問題」京極高宣監修『現代福祉学レキシコン』雄山閣、1993年、51頁
- 4) 松本峰雄『社会福祉と人権問題』明石書店、2005年、7頁
- 5) 茨木尚子「モジュール3 反差別的な実習教育」M. ドゥエル・S. シャドロウ・C. ソードン・D. ソードン著 中野敏子・茨木尚子・大瀧敦子監訳『社会福祉実習をどう教えるか 英国の実習指導者のためのテキスト』誠信書房、1999年 原著は1996年の出版。
- 6) 同上、56頁
- 7) 同上、61頁
- 8) 同上、61頁

- 9) 同上, 71頁
- 10) 同上, 71頁
- 11) 松本峰雄『福祉と人権』明石書店, 2002年, 304頁

参考文献

- ・秋定嘉和・桂正孝・村越末男監修 解放出版社編『新修 部落問題辞典』解放出版社, 1999年
- ・京極高宣監修『現代福祉学レキシコン』雄山閣, 1993年
- ・松本峰雄『社会福祉と人権問題』明石書店, 2005年

- ・M. ドゥエル・S. シャドロウ・C. ソードン・D. ソードン著 中野敏子・茨木尚子・大瀧敦子監訳『社会福祉実習をどう教えるか 英国の実習指導者のためのテキスト』誠信書房, 1999年
- ・松本峰雄『福祉と人権』明石書店, 2002年
- ・高木博史『葛藤する福祉現場 -福祉の理想と現実30話』本の泉社
- ・小木曾宏・柏木美和子・宮本秀樹編著『よくわかる社会福祉現場実習』明石書店, 2005年

(2007年1月24日受理)